

仙台堀川公園整備事業への提言書

提言Ⅰ

地域の価値を高める公園・河川・道路の一体整備を行うこと

提言Ⅱ

水、緑、土といった仙台堀川公園ならではの自然味あふれる
魅力を保全継承すること

提言Ⅲ

再修正案の検討を区民に開かれたかたちで取り組むこと

平成 29 年 10 月 31 日

仙台堀川公園整備事業意見交換会幹事会

1. はじめに

平成 29 年度に江東区は、意見交換会の開催を企画し運営する仙台堀川公園整備意見交換会幹事会を立ち上げて 2 回の意見交換会を実施しました。

本事業は、江東区によって平成 29 年 11 月から再修正案の検討が始められます。

幹事会は、区民 11 名（内公募 7 名）、コンサルタント 4 名、行政 4 名で構成され、これまで公園及び道路の魅力向上と地域課題の解決につなげて行くために、区民意見の読み込み、事業関係資料の確認、意見交換会の企画・運営など、多様な検討を 11 回に渡って行いました。

1300 を超す多様な世代からの区民意見、収集資料、意見交換会ならびに幹事会の議事録は、区の窓口閲覧（河川公園課・城東公園みどり館）と区のホームページで公開します。

この提言書は、修正案を踏まえた整備計画の課題だけでなく、2 回の意見交換会などで得られた新たな意見や期待の声なども盛り込み、より良い「仙台堀川公園」とその地域環境の改善を考慮し、取りまとめたものです。

区民意向を概観しますと、公園面積が削減されることについては、大半の意見は、区の修正案では基本計画に比べ削減される公園面積は半減されるものの、それでも、凡そこの半世紀掛けて築きあげられてきた緑と水の公園を育てこそすれ、削るなどしてほしくない、自転車、歩行者、自動車という交通への対応は、今後の通行量の見通しや区民の意見を踏まえ、皆で知恵を出し合えばよい、というものでした。

また、今まで以上に魅力ある公園にするため、「区民の森として培った生態的な価値、自然環境の最大限保全」、「年齢など幅広い利用者の目線からの公園施設の在り方」、「トイレの増設、歩道の舗装改修、水環境の維持等の合理的な施設整備」等々に関し、様々な提案も寄せられています。

第 2・6・7 砂町小学校のご協力によって、今回の意見交換会に参加がなかった年代の中で特に将来を担う子どもたちから、「こんな風に公園を使えたらいいな！」というテーマの絵日記を 182 通頂きました。ザリガニ・鳥・季節毎の草木を楽しみたい、イヌを遊ばせる・魚を釣る・自然いっぱいがいい、水遊び・アスレチック・ボール遊びをしたい、ゆっくりする・キレイにする・みんなで集まりたい、みんなが喜ぶ公園がいいという声が多くありました。

また南砂子ども家庭支援センターでは、子どもと保護者の方から仙台堀川公園の現況の課題・現況の魅力・将来の展望についての意見を付箋に書き頂きました。この中では、公園内の舗装の課題や、桜並木の魅力、水遊び場の充実といった内容の書き込みが多い傾向でした。

江東区長より委嘱された仙台堀川公園整備意見交換会幹事会は、幹事会の任期を迎えるにあたり、今回の取り組み過程で区民の方々から寄せられた修正案に関する 1300 程のご意見、並びに 2 回の意見交換会での意見交換、そしてその準備運営に至る幹事会での議論を踏まえ、区長ならびに江東区民へ「再修正案の検討」に向けた提言書を提出いたします。

2. 提言

提言の具体的内容は以下の通りです。

提言 I

地域の価値を高める公園・河川・道路の一体整備を行うこと

修正案は、現況抱える整備対象地域の課題を道路、公園、河川を一体的に整備することで解決する取り組みであると説明を受けましたが、個別に検討されており、公園の魅力が十分に引き継がれ、発揮される計画になっていない、という意見が多く寄せられました。

区（行政）が約束された再修正案の検討に向けては、本仙台堀川公園整備計画の区の上位計画である「江東区長期計画（後期）」（平成 27 年 3 月制定）、並びに「江東区 みどりと自然の基本計画」（平成 19 年 7 月制定）を踏まえ、以下の取り組みを提言します。

I-1 道路の最小幅員化と自転車と歩行者の安全の検討

・減少している車輛など、周辺状況の今後の変化を予測し、安全でより合理的な交通のあり方の検討を行う。

I-2 道路用地計画の見直し

・仙台堀川公園は保全すべき環境であるとの認識に立って道路用地計画を見直す。具体的には取得できそうな用地を組み込んだ道路用地の検討、減速効果のある構造を取り入れるなどの検討も行う。

I-3 護岸構造物および大きな樹木の保全の検討

・伐採本数は、護岸撤去工事を園内側から行う想定によるものが多い。道路用地計画の見直しに照らした護岸撤去の縮小化、道路側からの工事想定の見直しによる樹木の保全と工事金額の縮減を検討する。

I-4 電線地中化についての検討

・景観向上ならびに災害時の障害排除から計画された電線の地中化は、大水災時に地中に海水が侵入する可能性の高いゼロメートル地帯での合理性、砂町地区における災害の想定、そして一時避難場所として公園の果たし得る役割と有効性も含めて検討する。

I-5 関係者並びに関係機関との協議

・工事に必要な交通規制や運用の考え方については、利害を伴う沿道の方々や公安委員会との意見交換、協議、調整を同時に行い、複数案検討する。

I-6 複数の計画検討と共有

・①公園面積現状維持案（但し、現公園を維持するために必要な整備、改修工事は実施）、②道路機能重視案（第四種四級の幅員で最も公園面積が最大化する線形案）、③その他（折衷案）の3案で比較検討を行い再修正案とする。案の比較検討と決定プロセスは、区民と共有する。

水、緑、土といった仙台堀川公園ならではの自然味あふれる 魅力を保全継承すること

水、緑、土といった仙台堀川公園ならではの自然味あふれる魅力を保全継承していただくことが、区民の考える仙台堀川公園および道路との一体的な整備後の将来像です。

区民から寄せられた現況における課題・魅力・将来への思い、そして修正案に対する見解は多種多様ですが、集約すると「安全安心」「水のあり方」「緑のあり方」「公園設備のあり方」「維持管理のあり方」という7つのテーマになり、これらを元に区民幹事は公募により選出されています。

再修正案の検討に向けては、以下の取り組みを提言します。

Ⅱ-1 区民の森として培った生態的な価値そして自然環境を最大限保全する

- ・ 専門家も交えてツミの生息などの生態系調査を行い、緑と水環境の連続性と重要性を継承する。
- ・ 開園約40年間の成果である土、大木と緑の帯となっている樹林地としての魅力を保全する。

Ⅱ-2 水と緑と土の在り方を考える

- ・ 新緑、花、紅葉、果実採取など、季節を通じた樹木の楽しみ方を踏まえた計画とする。
- ・ サクラは将来を見据えた更新や樹種も踏まえてサクラが続く園路を継承していく。
- ・ 仙台堀川の記憶、生き物とのふれあい、暗渠ではなく水の流れとしての景観の価値を踏まえて計画する。
- ・ 子どもたちの原体験のために、眺めるだけでなく、土や草、水など触れることのできる環境を計画する。
- ・ 汽水・真水などの固有な水環境を活かし、水質、水量は、棲息環境、水遊び、イベント、修景等多様な価値に照らして計画する。
- ・ 自然を循環させることのできる仕組みを構築する。

Ⅱ-3 公園における安心安全を確保する

- ・ 仙台堀川公園の連続性や周辺に立地する公園との行き来をしやすくする。
- ・ 園内で安心して歩くことのできる領域を確保し拡充していく。

Ⅱ-4 年齢など幅広い利用者の目線から公園施設の在り方を考える

- ・ ラジオ体操、さくら祭、盆踊り、金魚やどじょうつかみなど地域活動やイベントを継続できる計画とする。
- ・ 憩う、遊ぶ、相撲、体を動かす、ゲートボール、投球、ペットと過ごすなど多様な利用形態と要請に応える。

Ⅱ-5 合理的な施設整備とする

- ・ 必要な整備水準を踏まえた施設計画とする（舗装改修、トイレの増設、照明の時間調光とソーラ電源の導入、水環境の維持費、落ち葉への対応など）
- ・ 環境への負荷の少ない施設整備を行う。
- ・ 利用に伴う不都合を想定して計画する（壁当てや祭りの後の音など想定される音の発生、喫煙分離など）
- ・ マナー標識、利用案内や誘導などの看板、樹名板と地名碑など提供情報のあり方を検討する。

提言Ⅲ

再修正案の検討を区民に開かれたかたちで取り組むこと

区民は、つくる公園のプランや施設について個々人の好みや思考に合わせたいと主張している意見だけでなく、その背景に整備後も気持ちよく使い、維持できるよう、使い方を計画段階から整備後の活用段階まで、一貫して検討していくことで、一緒によい公園にしたい、と考えています。

意見交換会にご参加いただいた方々の意見はもちろんのこと、子ども家庭支援センターや小学生が考える楽しい使い方（絵日記）など、ものに関する意見だけでなく、使い方に関する意見も多く寄せられました。

整備後の公園により多くの方々の関心を維持し、これからも魅力的な公園であり続けるためにも、計画段階で、使い方の考えが反映された再修正案の検討を望む声が寄せられています。

また、幹事会の任期は平成 29 年 10 月 31 日で終了しますが、本整備計画に関する区民への説明会、幹事会の設立と意見交換会の開催という一連の区取組は、区民の方から高く評価され、意見交換会での区民の方からの発言にもありましたように、本事業における区民参加の枠組みを継続する強い要請があります。

再修正案の検討に向けては、以下の取り組みを提言します。

Ⅲ-1 参加形態の検討

- ・本事業における区民参加の枠組み継続に対する区民の要請に応える検討を行う。

Ⅲ-2 行政・専門家・区民の3者で構成される協働検討体制の早期設置

- ・再修正案の検討では、公園・道路整備に対する行政上の要請、並びにこれまで寄せられた区民の声を踏まえて、提言Ⅰ、Ⅱの検討項目に対する区民との合意形成を可能な限り図ることが求められています。このため、区民の声を反映する区民、技術提案を担う専門家やコンサルタント、そして事業判断を担う行政の三者協働による検討体制を早期に立ち上げて取り組むこと。

Ⅲ-3 区民の関心に応え判断の資料を理解共有しやすいように提示

- ・計画に関する質問に的確に応え理解しやすい資料と説明を工夫して事業ならびに計画を区民と共有すること（事業目的とコンセプト、交通計画や道路計画の判断尺度、工事費の想定、避難計画など）。
- ・工事に伴う質問に的確に応えること（工程、利用規制や交通規制、土壌汚染の実態、そして対策の手立てなど）。

Ⅲ-4 将来の区民参画の検討

- ・この取り組みの展根系として、開園後の公園活用、管理、運営に関しても区民と行政との協働体制へ発展する機会づくり、並びに一緒に取り組みたい区民が参加できる機会づくりを検討する。

以上